

使用開始日 2025年1月22日

## 投資信託説明書(交付目論見書)

# ダイワ・アンビット・インド小型株ファンド

追加型投信／海外／株式



NISA(成長投資枠)の  
対象ファンドです。  
※販売会社によっては、お取扱いが  
異なる場合があります。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

■委託会社(ファンドの運用の指図等を行ないます。)

大和アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号

**大和アセットマネジメント**

Daiwa Asset Management

■受託会社(ファンドの財産の保管、管理等を行ないます。)

三井住友信託銀行株式会社

■委託会社の照会先



ホームページ

<https://www.daiwa-am.co.jp/>



コールセンター 受付時間 9:00～17:00(営業日のみ)

0120-106212



■ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

■本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

| 商品分類    |        |               | 属性区分                           |      |        |              |       |
|---------|--------|---------------|--------------------------------|------|--------|--------------|-------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産(収益の源泉) | 投資対象資産                         | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態         | 為替ヘッジ |
| 追加型     | 海外     | 株式            | その他資産<br>(投資信託証券<br>(株式 中小型株)) | 年2回  | アジア    | ファンド・オブ・ファンズ | なし    |

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ [ <http://www.toushin.or.jp/> ] をご参照下さい。

| 〈委託会社の情報〉 |                  | (2024年10月末現在)      |                |
|-----------|------------------|--------------------|----------------|
| 委託会社名     | 大和アセットマネジメント株式会社 | 資本金                | 414億24百万円      |
| 設立年月日     | 1959年12月12日      | 運用する投資信託財産の合計純資産総額 | 31兆9,592億66百万円 |

- 本文書により行なう「ダイワ・アンビット・インド小型株ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2025年1月8日に関東財務局長に提出しており、有価証券届出書の効力が発生するまでに、記載内容が訂正される場合があります。当該届出の効力の発生の有無は委託会社のホームページでご確認下さい。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行いません。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます(請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい)。

## ファンドの目的

インドの小型株式に投資を行ない、信託財産の成長をめざします。

## ファンドの特色



### 1 インドの小型株式に投資します。

(注)「株式」…DR(預託証券)を含みます。

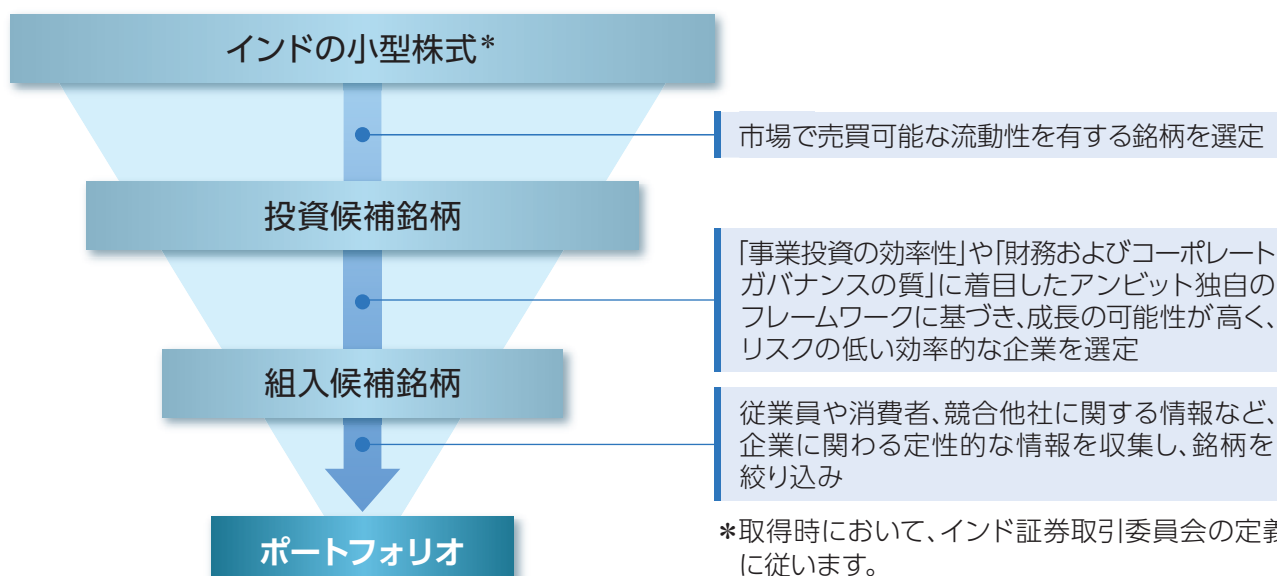
- ギフトシティ(インド)籍の外国投資信託「アンビット・インド・アセンション・ファンド(クラスA)」(以下「組入外国投資信託」という場合があります。)の受益証券(円建)への投資を通じて、インドの小型株式に投資します。  
※組入外国投資信託の買付け等に支障がある場合、インドの株式を対象としたETF(上場投資信託証券)に投資を行なう場合があります。
- 組入外国投資信託の受益証券の運用はアンビット・インベストメント・アドバイザーズ・プライベート・リミテッドが行ないます。

### アンビット・インベストメント・アドバイザーズ・プライベート・リミテッドについて

アンビット・インベストメント・アドバイザーズ・プライベート・リミテッドは、アンビットグループ傘下の資産運用会社です。

アンビットグループは1997年に設立され、資産運用や投資銀行業務を含む多様なサービスを提供するインドの金融コングロマリットです。

### ポートフォリオ構築のイメージ

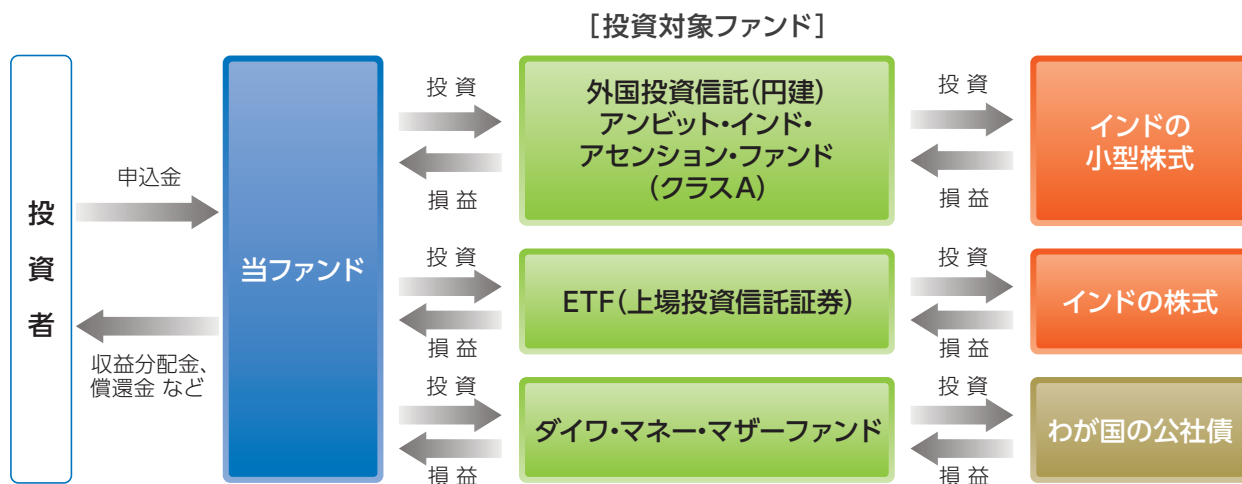


# ファンドの目的・特色

## ファンドの仕組み

- 当ファンドは、以下の複数の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。
- アンビット・インド・アセンション・ファンド(クラスA)への投資を通じて、インドの小型株式に投資します。

※アンビット・インド・アセンション・ファンド(クラスA)の買付け等に支障がある場合、インドの株式を対象としたETF(上場投資信託証券)に投資を行なう場合があります。



※投資対象ファンドについて、くわしくは、「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

- 通常の状態、アンビット・インド・アセンション・ファンド(クラスA)の投資割合を高位に維持することを基本とします。
- 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
- 投資対象とする投資信託証券において、デリバティブ取引(法人税法第61条の5で定めるものをいいます。)は、信託財産の資産または負債にかかる価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.の運用が行なわれないことがあります。



毎年6月16日および12月16日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

(注)第1計算期間は、2025年6月16日(休業日の場合翌営業日)までとします。

## [分配方針]

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ② 原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## 主な投資制限

- 株式への直接投資は、行ないません。
- 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

## 【投資対象ファンドの概要】

◆以下は、目論見書作成時点での情報に基づくものであり、変更となる場合があります。

### 1. ギフトシティ(インド)籍の外国投資信託「アンビット・インド・アセンション・ファンド(クラスA)」の受益証券(円建)

|           |   |
|-----------|---|
| 形態／表示通貨   | ギフトシティ(インド)籍の外国投資信託／円建  |
| 運用の基本方針   | 中期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。   |
| 主要投資対象    | インドの小型株式を主要投資対象とします。  |
| 投資態度      | ①主として、インドの小型株式に投資を行ない、信託財産の成長をめざします。<br>②定量的要因と定性的要因をミックスした、慎重な資産配分と展開戦略に従います。  |
| 管理報酬等     | 純資産総額に対して年率0.60%<br>ただし、この他に、監査費用、弁護士費用、有価証券売買委託手数料等、投資対象ファンドの運営に必要な各種経費がかかります。 |
| ファンドの関係法人 | 運用会社：アンビット・インベストメント・アドバイザーズ・プライベート・リミテッド  |

### 2. ETF(上場投資信託証券) iShares MSCI India Small-Cap ETF(米国籍、米ドル建)

|           |  |
|-----------|--|
| 形態／表示通貨   | 米国籍外国上場投資信託／米ドル建   |
| 運用の基本方針   | MSCIインド・スモール・キャップ・インデックス(以下、対象指数という。)の動きに連動した投資成果をめざします。 |
| 主要投資対象    | インドの小型株式   |
| 投資態度      | 原則として、インドの小型株式に投資することにより、対象指数の動きに連動した投資成果をめざします。         |
| 管理報酬等     | 純資産総額に対して年率0.79%   |
| ファンドの関係法人 | 投資アドバイザー：ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ                            |




### 3. ダイワ・マネー・マザーファンド

|              |  |
|--------------|--|
| 運用の基本方針      | 主としてわが国の公社債への投資により、利息収入の確保をめざして運用を行ないます。   |
| 主な投資態度       | ①わが国の公社債を中心に安定運用を行ないます。<br>②邦貨建資産の組入れにあたっては、取得時に第二位(A-2格相当)以上の短期格付であり、かつ残存期間が1年未満の短期債、コマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。 |
| 運用管理費用(信託報酬) | かかりません。  |
| 委託会社         | 大和アセットマネジメント株式会社   |

## 基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

### 主な変動要因

|  |   |
|--|---|
|  <p>株 価 の 変 動<br/>( 価 格 変 動 リ ス ク ・<br/>信 用 リ ス ク )</p> | <p>株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。</p> <p>中小型株式については、株式市場全体の動きと比較して株価が大きく変動するリスクがあり、当ファンドの基準価額に影響する可能性があります。</p> <p>新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。</p> |
|  <p>為 替 変 動 リ ス ク</p>                                 | <p>外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。</p> <p>特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。</p>   |
|  <p>カ ン ト リ ー ・ リ ス ク</p>                             | <p>投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。</p> <p>新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。</p>   |
| <p>そ の 他</p>   | <p>解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。</p>   |

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短時間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。  
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 当ファンドは、忠実義務に基づき、投資する投資信託証券について、その価格が入手できない、または入手した価格で評価すべきでないと考えられる場合には、適正と判断する直近の日の価格など当社が時価と認める価格で評価することがあります。
- インドの金融商品取引所で取引されている株式は、インドの税制に従って課税されます。インドにおける、非居住者による株式の売却益(キャピタル・ゲイン)に対する税負担等が、基準価額に影響を与える可能性があります。また、外国人機関投資家の保有比率等に制限のある銘柄を投資対象とする場合には、運用上の制約を受ける場合があります。インドの税制・制度等は、変更となる場合があります。

## リスクの管理体制

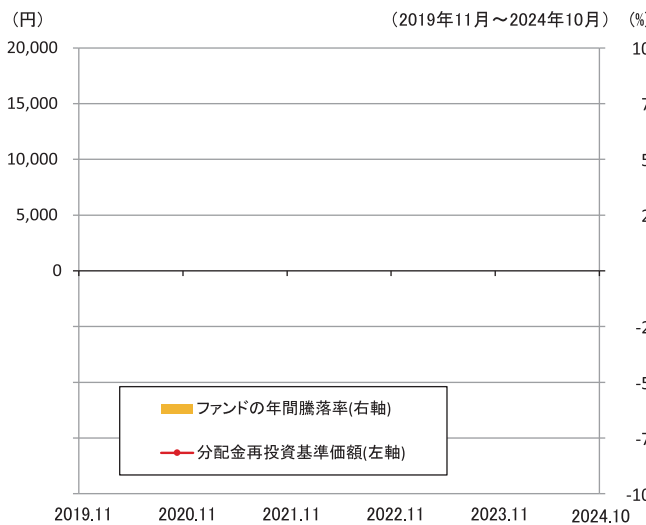
- 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行ないます。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。



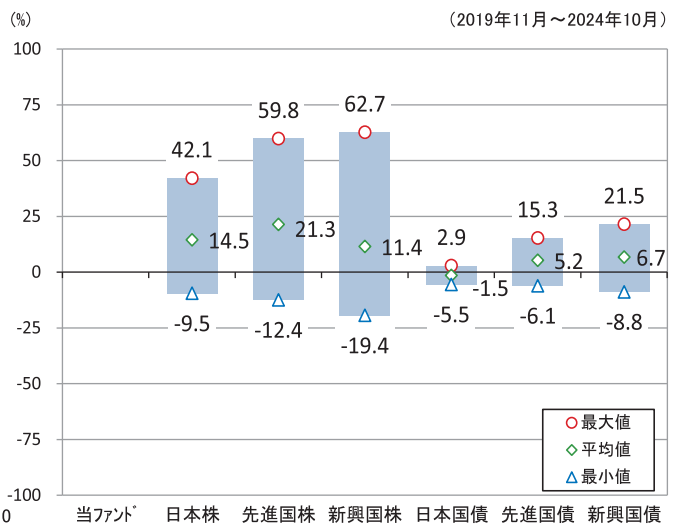
## 参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ① 年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ② 年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③ インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

### ※資産クラスについて

日本株：配当込みTOPIX  
 先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）  
 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）  
 日本国債：NOMURA-BPI国債  
 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）  
 新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド（円ベース）

### ※指数について

●配当込みTOPIXの指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社J P X総研または株式会社J P X総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。J P Xは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. (「MSCI」)が開発した指数です。本ファンドは、MSCIによって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。〔<https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html>〕●NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は同社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

## 基準価額・純資産の推移

当ファンドは、2025年1月31日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

## 分配の推移

当ファンドは、2025年1月31日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

## 主要な資産の状況

当ファンドは、2025年1月31日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。


## 年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。


当ファンドは、2025年1月31日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。


## お申込みメモ

|   |         |   |
|---|---------|---|
| <br>購入時      | 購入単位    | 最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位   |
|   | 購入価額    | ① 当初申込期間 1万口当たり1万円<br>② 継続申込期間 購入申込受付日の翌々営業日の基準価額(1万口当たり)   |
|   | 購入代金    | 販売会社が定める期日までにお支払い下さい。   |
| <br>換金時      | 換金単位    | 最低単位を1口単位として販売会社が定める単位  |
|   | 換金価額    | 換金申込受付日の翌々営業日の基準価額から、信託財産留保額を控除した価額(1万口当たり)   |
|   | 換金代金    | 原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。   |
| <br>申込について | 申込受付中止日 | ① ナショナル証券取引所(インド)、ボンベイ証券取引所またはムンバイの銀行の休業日<br>② ナショナル証券取引所(インド)、ボンベイ証券取引所またはムンバイの銀行の休業日(土曜日、日曜日および委託会社の休業日を除きます。)の前営業日<br>③ ①②のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日<br>(注) 申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。 |
|   | 申込締切時間  | ① 当初申込期間 当初申込期間最終日の販売会社所定の時間まで<br>(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)<br>② 継続申込期間 原則として、午後3時30分まで<br>(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)<br>なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。  |
|   | 購入の申込期間 | ① 当初申込期間 2025年1月24日から2025年1月30日まで<br>② 継続申込期間 2025年1月31日から2026年3月9日まで<br>(終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)   |
|   | 当初募集額   | 400億円を上限とします。   |
|   | 換金制限    | 信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限があります。   |

# 手続・手数料等

|   |                                     |   |
|---|-------------------------------------|---|
|  <p>申込について</p> | <p>購入・換金申込<br/>受付の中止<br/>および取消し</p> | <p>金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入、換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受付けた購入、換金の申込みを取消すことがあります。</p> |
|---|-------------------------------------|---|

|  |                |   |
|--|----------------|---|
|  <p>その他</p> | <p>信託期間</p>    | <p>2046年6月15日まで(2025年1月31日当初設定)</p>   |
|  | <p>繰上償還</p>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●委託会社は、主要投資対象とする組入外国投資信託が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させます。</li> <li>●次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合</li> <li>・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき</li> <li>・やむを得ない事情が発生したとき</li> </ul> </li> </ul> |
|  | <p>決算日</p>     | <p>毎年6月16日および12月16日(休業日の場合翌営業日)<br/>(注)第1計算期間は、2025年6月16日(休業日の場合翌営業日)までとします。</p>  |
|  | <p>収益分配</p>    | <p>年2回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。<br/>(注)当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。</p>   |
|  | <p>信託金の限度額</p> | <p>400億円</p>  |
|  | <p>公 告</p>     | <p>電子公告の方法により行ない、ホームページ〔<a href="https://www.daiwa-am.co.jp/">https://www.daiwa-am.co.jp/</a>〕に掲載します。</p>   |
|  | <p>運用報告書</p>   | <p>毎計算期末および償還時に作成し、交付運用報告書をあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。<br/>また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。</p>  |

|  |                |   |
|--|----------------|---|
|  <p>その他</p> | <p>課 税 関 係</p> | <p>課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。</p> <p>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。</p> <p>当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。</p> <p>※2024年10月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。</p> |
|--|----------------|---|

## ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

|         | 料率等                                      | 費用の内容   |
|---------|--|---|
| 購入時手数料  | 販売会社が別に定める率<br>(上限) <u>3.3% (税抜3.0%)</u> | 購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。  |
| 信託財産留保額 | <u>0.3%</u>                              | 換金に伴い必要となる費用等を賄うため、換金代金から控除され、信託財産に繰入れられる額。換金申込受付日の翌々営業日の基準価額に対して左記の率を乗じて得た額とします。 |

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|                                  | 料率等                      | 費用の内容  |
|----------------------------------|--------------------------|--|
| 運用管理費用<br>(信託報酬)                 | 年率1.2375%<br>(税抜1.125%)  | 運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。  |
| 配分<br>(税抜)<br>(注1)               | 委託会社                     | 年率0.35%  |
|                                  | 販売会社                     | 年率0.75%  |
|                                  | 受託会社                     | 年率0.025%   |
| 投資対象とする<br>投資信託証券<br>(目論見書作成時点)  | 年率0.60%                  | 投資対象ファンドにおける運用管理費用等です。<br>※上記はアンビット・インド・アセンション・ファンド(クラスA)の費用です。同ファンドの買付け等に支障がある場合、インドの株式を対象としたETFに投資を行なう場合があり、当該ETFの費用は年率0.79%です。            |
| 実質的に負担する<br>運用管理費用<br>(目論見書作成時点) | <u>年率1.8375% (税込) 程度</u> | ※上記はアンビット・インド・アセンション・ファンド(クラスA)のみに投資した場合の費用です。同ファンドの買付け等に支障がある場合、インドの株式を対象としたETFに投資を行なう場合があり、この場合、 <u>年率1.8375% ~ 2.0275% (税込) 程度</u> となります。 |
| その他の費用・<br>手数料                   | (注2)                     | 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。  |

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期            | 項目        | 税金   |
|---------------|-----------|--|
| 分配時           | 所得税および地方税 | 配当所得として課税 <sup>(注)</sup><br>普通分配金に対して20.315%                 |
| 換金(解約)時および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税 <sup>(注)</sup><br>換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

(注)所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2024年10月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

# 大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management